

介護職員初任者研修受講支援 介護人材新規参入促進事業について

◆ 事業の概要

これから介護の仕事に従事しようとする方に対して、介護職員初任者研修修了後、岩手県内に設置している介護保険法による介護サービスを提供する事業所に就職し、介護職員として勤務した場合に研修に係る受講料を補助するものです。

◆ 補助対象者

この事業（補助金）は、次の①から⑤の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 平成 29 年 4 月 1 日以降に研修を修了した者であること（修了証明書の交付を受けたこと。）。
 - ② 研修修了後、3 ヶ月以内に県内の介護事業所に就職し、介護職員として3 ヶ月以上勤務した者であること。
 - ③ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の者であること。
 - ④ 研修の受講料を負担した者であること。
 - ⑤ 研修の受講料について、国、岩手県又は市町村から補助金等を受けていない者であること。
- 注）②の要件を充足する日が属する年度内に申請する必要があります。

◆ 補助対象経費、補助金額について

研修の受講料（補講料、追試受験料等を除く。）の 2 分の 1 の額（千円未満は切り捨て）を補助します。 ※上限 6 万円

◆ 手続きの流れ

① 介護職員初任者研修修了

※平成 29 年 4 月 1 日以降に修了する研修に限ります。



② 研修修了後、3 ヶ月以内に岩手県内の介護事業所に就職

※1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であることが必要です。



③ 介護職員として3 ヶ月以上勤務した後、補助金交付申請書類を県に提出

※ 手続きの詳細、申請書類等については、岩手県公式 HP（<http://www.pref.iwate.jp/>）をご覧ください。
[トップページ](#) » [くらし・環境](#) » [福祉](#) » [介護人材](#)

※ 申請書は先着順で受け付けを行い、予算の残額がなくなった時点で受け付けを終了します。

◆ お問い合わせ先

岩手県 保健福祉部 長寿社会課 介護人材確保担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 TEL:019-629-5444 FAX:019-629-5439